

個別共同研究 3 中国・韓国の旧日本租界

租界研究の現状と展望

大里 浩 秋
OSATO Hiroaki

これから述べようと思うのは、非文字資料研究センターが発足する以前から今までに資料を集めては議論をしてきた、中国における租界、とくに日本租界に関する中間報告である。2010年11月26日に本学横浜キャンパスで開催した非文字資料研究センターの第2回公開研究会「中国・朝鮮における租界研究のいま」での報告をもとにして、大幅に書き加えた。

1. 台湾 2 機関の日本租界関連資料

a はじめに——台湾 2 機関の租界関連資料所蔵情況

台湾で租界関連の資料を豊富に所蔵しているのは、中央研究院近代史研究所と国史館の 2 機関である。それぞれの所蔵内容に簡単にふれるならば、次のようになる。

中央研究院近代史研究所檔案館には、『外交檔案目錄彙編』（全 2 冊）が公刊されている。この第 1 冊では、清朝総理事務衙門 1861—1901 年と、外務部 1901—1911 年の資料が収録されていることが分かり、第 2 冊からは、中華民国外交部 1912—1926 年（28 年も一部含む）の資料があることが分かる。内容はテーマごとに一まとめに整理されて見やすい。

一方、国史館には、閲覧室に「国史館現蔵史料目錄」があり、それにより、中華民国外交部、内政部、財政部、司法行政部等の公文書 1926—1949 年があることが分かる。内容は、個別テーマごとにまとめたものがある一方で、大きなテーマで一括りにされているものもあり、その場合はいちいち内容を確認する必要がある。

上記 2 機関の目録を見て分かるのは、中央研究院近代史研究所に所蔵されている租界関係の資料は 1861 年から 1926 年まで、国史館所蔵の資料は 1926 年から 49 年までと、一応の区分けができていた点である。ところで、この 2 機関の資料を数年前に数回に分けて孫安石さんと 2 人で大急ぎで目を通しつつ、かなりの種類をコピーしたものの、それを十分に読みこなして活用するまでに至っていない。そこで、以下にはすでにコピーしてある資料を地域、あるいは項目ごとにならべるとともに、気づいたことを記して、今後の研究の出発点に立ちたいと思う。

b 中央研究院近代史研究所檔案館資料

これまでにコピーをとることができたのは、以下の資料である。

- 江蘇蘇州日本租地定界訂章，光緒 21，11~23， 7
- 蘇州取締日商在租界外開設報館案，光緒 34， 9
- 蘇州租界案， 民國 5， 4~15， 1
- 日商在蘇州添設繭行案， 民國 13， 6~14， 4
- 蘇州日領租地建署案， 民國 14， 2
- 杭州日本租地劃界訂章案， 光緒 21， 11~23， 6
- 杭州日本租地劃界訂章案， 光緒 22， 3~23， 4
- 杭城係屬內地洋商不能雜居與日領交涉案（一）， 光緒 32， 4~宣統 2， 5
- 杭城係屬內地洋商不能雜居與日領交涉案（二）， 宣統 2， 5~2， 12
- 杭城係屬內地洋商不能雜居與日領交涉案（三）， 民國 2， 10~12， 2
- 浙江， 杭州外國洋商在城箱開店案， 宣統元， 12~2， 2
- 浙江， 杭州排外涉及美英人租房案， 宣統 2， 6
- 杭州租界界限案， 民國 3， 2~9， 5
- 湖北漢口日人租地劃界訂章， 光緒 22， 元~25， 9
- 漢口日本租界內美商買地建火油池， 光緒 28， 6~34， 1
- 日本推廣漢口專界條約， 光緒 32， 12
- 湖北漢口日本租地劃界訂章案， 光緒 33， 7~34， 4
- 日人擴充漢口租界收買京漢鐵路地產修路案， 光緒 33， 10~民國 8， 7
- 漢口租界， 光緒 34， 2~民國 4， 8
- 漢口租界， 民國 5， 6~7， 5
- 漢口租界， 民國 5， 9~10， 11
- 漢口租界， 民國 7， 5~8， 3
- 漢口租界， 民國 10， 11~14， 2
- 議收日軍漢口營房地案， 民國 12， 6~14， 6
- 天津日本租地劃界訂章， 光緒 22， 2~24， 12
- 天津日本租地劃界訂章， 光緒 27， 12~32， 4
- 上海日本租地定界案， 光緒 22， 2~24， 7
- 福建廈門日本租地定界訂約， 光緒 22， 2~26， 7
- 廈門日本租界案， 民國 5， 10~5， 11
- 湖北沙市日本租地訂立章程草約， 光緒 23， 2~24， 10
- 湖北沙市日本租地訂立章程草約， 光緒 23， 6~24， 10
- 湖北沙市日本租界稅厘交涉， 光緒 23， 8~24， 3
- 日清汽船會社租沙市碼頭案， 民國 3， 1~12， 16
- 營口， 牛莊日本租地定界及英國擴充租界交涉， 光緒 24， 4~26， 5
- 福州日本租地定界訂章案， 光緒 24， 6~25， 12
- 日本在滬， 津， 廈， 漢口設立租界， 光緒 22， 2~23， 9
- 重慶勘定日本租界， 光緒 21， 12~22， 4

- 重慶外人租地定界案，民国 2，12
- 広東廣州拒絶日本請設租界，光緒 28，3～29，1
- 江西九江九衛屯租地向日本収回事案，宣統 2，正
- 中日会勘旅大租界案，光緒 33，9～宣統 3，8
- 英日長沙租界，光緒 30，7～30，10
- 英日長沙租界，光緒 30，10～31，11
- 英日長沙租界，光緒 32，4～33，8
- 長沙租界案，民国 2，10～4，10

これだけではもちろん十分とは言えないので，適宜読み進めながら，さらに必要な資料を探して読む必要がある。また，聞くところでは，ここ数年で中央研究院近代史研究所に多量の租界関係資料が新たに公開されたとのことなので，その内容を確認する作業を急ぎ行いたいと思う。

C 国史館資料

これまでに内容を確認しつつその一部（全部ではない）をコピーすることができたのは，以下のような資料である。それら資料の発表年度から見て，所蔵資料には（1）民国 15（1926）～21 年，（2）民国 27（1938）～29 年，（3）民国 34（1945）～38 年の 3 つの山になっていることが分かる。

（1）民国 15～21 年に出された資料には，不平等条約撤廃，租界回収に向けた準備に関するものが多い。領事裁判権問題（全 2 巻），外交部，民国 15～19 年。第 1 巻に，「日本廢止領事裁判沿革誌略」（國務院法制局編，民国 9 年刊）があり，第 2 巻に，「領事裁判権問題」（外交部条約委員会印行，民国 18 年刊）がある。——このテーマに関して他に多くの資料がある可能性があるが，未確認である。

ロ，租界租借地問題（全 6 冊），外交部，民国 16～21 年。内容としては，「擬收回租界各種辦法」，「關於廢除不平等条約之方案（二）：租界問題」，「各国在華租界租借地簡表」（外交部条約委員会編，民国 18 年，内訳は，專管租界 22——天津・英，仏，伊，日，漢口・日，仏，沙市・日，重慶・日，鎮江・英，蘇州・日，杭州・日，厦門・英，日，福州・日，廣州・英，仏，營口・英，日，奉天・米，日，安東・日，上海・仏，共同租界 4——蕪湖，鼓浪嶼，煙台，江蘇上海崑山山境（即ち上海共同租界），租借地 5——旅大・日，廣州灣・仏，澳門・葡，九龍・英，威海衛・英），「日本與有約各国締結廢止在朝鮮各国租借地制度之協定」（1913 年 4 月），「条約委員会研究租界綱目表」（1919 年 1 月）があり，以下，各租界からの現況報告が続く。日本租界関係の報告が多いが，中に，租界が機能しなかったとして取り上げられることの少ない沙市，福州に関する記述があるのは貴重であり，満鉄附属地として租界とは別個に扱われることの多い營口等についての情報も貴重である。また各地の地図もあり，廣州灣仏租借地に関する情報もある。

ハ，收回各地日租界（全 2 冊），外交部，民国 19 年 5～8 月（実際は 20 年の資料もある）。

各地の日本租界の現況報告とそれに基づく「日本租界調査票」があり，營口，奉天に関わる詳しい報告もある。

他に，どこから紛れたか，以下の資料がある。民国 20 年 6 月 17 日付け行政院院長蔣中正名の「行政院訓令」，「国民会議秘書処公函」，「国民会議廢除不平等条約宣言」で，内容は国民会議の議

決を持って国民政府に期限付きで各国政府に一切の不平等条約を取り消す交渉をするように求め、国民会議の名義で不平等条約廃止の宣言を行おうとするもの。

(2) 民国 27～29 年，日本軍による各地占拠に伴う租界に対する干渉とそれへの対処

ニ，七七抗戦後日本対上海公共租界種々要挾（全 1 冊），外交部，民国 28 年 4～11 月。上海を中心に，天津，重慶の状況を含み，外交部責任者による英大使との意見交換や協力要請や，米大使との意見交換の内容もある。「日本同盟電」には，「日方向工部局要求主要者有三，一，懸旗問題，二，改革租界之機構，三，土地章程問題」とある。他に「28 年 5 月分工作報告」，「日人對於上海公共租界種々要挾案」，「東京各報關於租界問題之論調」（民国 28 年 5～9 月）がある。

(3) 民国 34～38 年，日本敗戦後の各地租界の接收とそれに対する各国の対応

ホ，接收租界及使館界辦法（全 2 冊），外交部，民国 34 年 7 月～37 年 7 月。「厦門租界の現況と戦勝後の接收プラン」（原題未確認，民国 34 年 7 月），「九龍交渉経過」（民国 34 年 8 月 25 日），「接收上海公共租界大綱」（民国 34 年 9 月），「接收上海公共租界及法租界大綱」，「接收公共租界及專管租界原則大綱案」（民国 34 年 10 月 8 日），「接收租界及北平使館界原則大綱案」・「租界及使館界官有資産與官有義務債務清理委員會組織大綱」（民国 34 年 11 月 16 日），「接收租界及北平使館界辦法」（民国 34 年 11 月 24 日公布），その第一条では，①本辦法の適用範圍を，甲，公共租界——上海，厦門，乙，專管租界——天津・英，仏，伊，上海・仏，広州・英，仏，漢口・仏，丙，北平使館界とし，②各地日本租界の接收は本辦法の範圍外であるが，日本租界にある盟邦及び中立国の公私産業についてはその限りでない，とした。

ホの資料群によって，中国国民政府は自らの主導権によって長年の懸案である不平等条約の解決——租界，使館区域の接收を一気に計ろうとしたが，英，米大使館等から，関係国と租界中の官有義務，債務について協議する必要があるとのクレームが付いた（民国 35 年初め）こと，これに対して中国政府は，他に同意している国もあり今更また各国の同意を求め協定を結ぶ問題ではないと答えて，接收の手続きを進める一方で，各国との間で租界接收に伴う様々な残務処理の解決に向けて話し合いの席を設けることになった様子を窺うことができる。

ヘ，接收租界及使館（全 2 冊），内政部，民国 35～37 年。

ト，上海市前公共租界法租界官有財産與義務債務清理委員會常会紀錄（全 4 冊），外交部，民国 35 年 11 月～37 年 9 月。

トの資料群によって，清理委員會常務會議が設けられ，中国人関係者の他，租界に住んだ外国人の各種權益擁護のため，英，米，仏，スイス，オランダ等の顧問が参加しており，同時に，前公共租界退職人員權益小組委員會，法租界小組委員會という 2 つの小組委員會をスタートさせたことが分かる。この 3 つの會議で中国側と関係国との權益をめぐる討論が延々と続いているが，そこには，日中戦争以来日本が他国租界に干渉し，各所で越権行為をしたことが影を落としているのである。

1937，日中戦争開始，各地を占領，次第に「親日」政権を組織

1941，12，太平洋戦争開始

(1943，1，英，米が中国と治外法権廃止，租界取り消しの条約を結ぶ)

そして日本は，1945 年 8 月の無条件降伏により，租界にまつわる諸権利とそこで築いた財産を一

挙に剝奪されたが、それに留まらず、上記期間中の他国租界への関わりを通じて、中国と関係国との租界処理を複雑極まりないものにする立役者となった感がある。

d 1 のまとめ、台湾 2 機関の資料を読むことで気づいた課題

日本租界を、満鉄附属地や旅大租借地を含めて理解しなおす。

日中戦争時の、日本の他国租界への関わり方を調べる。

1943 年の汪精衛政権に対する日本租界返還の実態を調べる。

1945 年以降の各地における他国租界の接收状況を明らかにする。

2. 中国における日本租界の歴史概観

a 参考にした先行研究および資料

可能な限りで現時点から見た中国における旧日本租界の歴史を綴ろうとする時に、役立ちそうな先行研究や資料は多いが、ここでは最近目にしたものをいくつかあげることとする。これらの出版年が 1930 年以降に多いのは理由のあることで、日本が他国に抜きん出て中国内部に影響を及ぼそうとして満洲事変を起こし、ついで日中戦争を起こして、自国の租界のみか各地に置かれた他国の租界の存在にも注目せざるを得ない状況を迎えていたからである。

- 水谷國一『支那に於ける外国租界回収問題』満鉄調査課，昭和 5（1930）年
- 『治外法権附属地行政権問題参考資料』発行年不明（1936 年頃か），早大図書館蔵
- 『満鉄附属地経営沿革全史』満鉄，昭和 14（1939）年
- 『朝日東亜レポート（3），支那の租界』朝日新聞社，昭和 14（1939）年
- 植田捷雄『支那に於ける租界の研究』，巖松堂書店，昭和 16（1941）年
他に資料として活用できるものとして，とりあえず以下のものをあげる。
- 軍関係者による情報収集の記録，例えば，宗方小太郎の日記と海軍宛て報告，大里「上海歴史研究所蔵宗方小太郎資料について」神奈川大学『人文学研究所報』No. 37，2004 年，および日記解読記録明治 21～31 年分は同所報 No. 37，40，41，45 に載る。『宗方小太郎文書』原書房，昭和 50（1975）年もある。
- 上記宗方小太郎を含むアジア主義者が結成した東亜同文会の機関誌『東亜時論』明治 31（1898）年～明治 32 年
- 各地領事館警察の記録，『外務省警察史』外務省外交史料館蔵，不二出版復刻
- 各地居留民団の記録，例えば，『天津居留民団 30 周年記念誌』1940 年，『上海居留民団 35 周年記念誌』1942 年
- 中国に進出した日本企業の記録，例えば，『内外綿株式会社五十年史』1937 年，『旧三菱商事全史』第七巻場所史，第七分冊華中，華南編，1988 年
- 中国各地で医療活動をした記録，『同仁』『同仁会報』同仁会，明治 39（1906）年～昭和 19（1944）年，途中多少の空白期間がある。
- 戦時中の中国各地での日本人の写真，例えば，大阪朝日新聞富士倉庫所蔵写真資料

また、最近の研究で参考になったものとしては、以下のものがある。

• 川島真「領域と記憶——租界・租借地・勢力範囲をめぐる言説と制度」貴志俊彦等編『模索する近代日中関係——対話と共存の時代』、東京大学出版会、2009

b 租界・租借地・鉄道附属地など

中国国内において列強が設定した空間的な利権として、租界・租借地・鉄道附属地・公館区域などがある。そのうち、租界とは、主権は中国に属しながらも、その中国側の行政権が行使されない、あるいは極めて限定的な、外国政府あるいは外国人に長期間貸与された地域であり、中国には「国中之国」の表現がある。ほかに、警察権、管理権も中国に属する自開商埠（自管租界ともいう）がある。1842年の南京条約以後に置かれるようになった。つぎに、租借地とは、中国の潜在的な主権が認められるだけで、租界よりも主権譲渡の意味合いが強いが、当該地域の人民を臣民として統治下におく植民地とは異なる。土地だけでなく、海に接していれば、周辺海域をも租借する。1898年ドイツ軍が膠州湾を占拠して以後置かれるようになった。鉄道附属地は、1896年中露間の「東清鉄道建設経営に関する契約」が締結されてから置かれるようになった。公使館区域は、1901年義和団事件処理の条約によって設定された。

他には勢力範囲があり、これは中国が一定地域をいずれの国にも割譲しないことをある特定の国に対して宣言することによって生ずる。中国側の定義では、「特殊な領土的利益もしくは優越、又は排他的通商及び投資の特権を享有する」とあり、例えば、1898年日本が福建省に関して要望した内容がそれにあたる。

c 日本租界の歴史

イ、前史、西欧列強による租界の形成

アヘン戦争後の南京条約1842年により、中国は広州・厦門・福州・寧波・上海5港の開港を認めたことから、まず始めにイギリス、次いでフランス、アメリカが上海に租界を置いた。第二次アヘン戦争中の天津条約1858年で、漢口・九江・南京など10港を開港し、そのうちの漢口、九江等に租界が置かれた。さらに、北京条約1860年で、天津を開港、複数の国が租界を置いた。各国が租界を形成する過程で、戦勝国の立場で特権を中国に強いる傾向が強く、また、中国の内乱等を利用して、特権や租界地の拡張をはかった。

明治初年以來、日本人は上海をはじめ各地に出かけて、主には他国が開いた租界に住んで、商取引を模索した。日本政府は、各国の租界形成、清国政府との交渉経過などを知る十分な時間があり、各国が武力を背景にして中国に進出するやり方に批判的であった。

ロ、日本租界の形成

日本は日清戦争に勝利して、下関条約1895年により、重慶・蘇州・杭州・沙市の開港を認めさせ、専管租界開設の準備を開始し、蘇州と杭州には1897年、沙市には1898年、重慶には1901年に開設した。さらに、1896年の「日清通商航海条約」で上海、天津、漢口、厦門での租界開設を認めさせ、そのうち、天津と漢口には1898年に開設し、厦門の場合は1899年に開設のために規則を定め

た。上海の場合は、当局と交渉したが途中で断念し（1897～99年）、その後は共同租界に住みついて、次第に日本人が集中した地区を日本租界と通称することになった。他に、福州の場合は1899年に規則を定めている。さらに、1902～3年広州に設ける交渉をしたが、当局に婉曲に断られて実現しなかった（「広東広州日本租界案」台湾・中央研究院近代史研究所蔵）。

総じて、日本は下関条約で認められた4地の他にも、他国が開設している都市には可能な限り置くことを追求したようであるが、各地当局との交渉の末、条件の悪い土地に割り当てられることが多く、あるいは条件が合わずに開設を断念することになった。また、開設すべく規則は定めたものの、廈門と福州の場合はその地を租界として使用するには至らなかった。なぜそうなったか、清国側の交渉経験の蓄積、外国の特権への住民の反発、他国の租界がすでに条件の良い土地を占めているなどの理由の他に、そうした理由をはねのけて租界を開発・発展させるに足る経済的力を具えていなかったことが最大の理由であったと考えられる。なお、上記の日本租界、とくに重慶・漢口、杭州、上海の租界設置に関する清国政府との交渉過程については、大里、孫編『中国における日本租界——重慶・漢口・杭州・上海』（御茶の水書房、2006年）を参照のこと。

租借地としては、旅大（旅順・大連）は1905年日露戦争勝利後にロシアから奪う形で置き、膠州湾の場合は、1914年ドイツ戦の勝利後に一時期置いた。鉄道附属地としては、南満州鉄道関係の営口、安東、奉天等に1905年から置いた。

ハ、日本租界のその後

日本租界は、その後早い時期から未発達な租界と一定の発展を遂げた租界へと分かれていった。下関条約で認めさせた4地中、重慶、杭州、蘇州はいずれも城内（町の中心）から離れた場所に租界があり、かつ城内での商業活動が禁止、ないし制限されたことから振るわず、そこに進出する企業や個人は少数にとどまり、重慶、杭州とも多い時でも100名を越える程度であり、蘇州はもっと少なかった。杭州では城内に店を出している日本人を追い出す運動が1910年に起こっている（大里「杭州『大井巷事件』の顛末」、神奈川大学人文学研究所編『日中文化論集』、2002年参照）。沙市の場合はとくに租界の体を為さなかったといわれているが、1898年春、租界開設の準備中に「沙市事件」という住民の暴動事件が起こり、日本領事館などが焼かれて、領事以下が漢口に避難することがあり、始めから発展の芽を紡がれたということもあろう。福州、廈門の場合は、最初から租界での活動は存在しなかったといわれている。他方、一定の発展を遂げた上海、天津、漢口の場合は、いずれも工商業が活発に展開されている交通の要地で、租界を開く前から日本人が少数ながら貿易や商店等の活動を展開しており、開いた後には徐々に各種の企業が進出して、日本居留民団のまとまりも形成されていった。

1920年代には中国に民族運動が起こり、30年代初にかけて租界回収の動きが強まった。長江流域に住む日本人は上海か日本に避難し、中国人の「排日」行動に反発して、満洲事変、上海事変と続く中で、ますます反発を強めていった。1937年に日中戦争が起こり、中国各地の日本人が一斉に帰国した。状況が一段落してから戻っていき、新たに大量の日本人が租界を含む各地に入ってきた。未発達な租界の場合は、この時期にどっと城内に入り、一部は租界にも入っていきかつてなかった活気を呈することになる。但し、この時重慶租界は閉鎖して全員が引き揚げた。1937年、満鉄附属地の

行政管理権を「満洲国」に返還し、43年には、日本租界および占領した他国租界を汪精衛政権に返還した。1945年夏、日本は敗戦して、それまで維持してきた諸々の特権は反故にされ、資産は没収された。

d 2のまとめ

中国における日本租界の歴史を3段階に分けて考える。第一段階は、1896年～1905年の開設期、第二段階は、それ以後1937年の満鉄附属地返還まで、第三段階は、それ以後43年の租界返還を経て45年敗戦までである。いずれの段階においても、日本政府は西洋諸国の租界経営は乱暴で間違っていたが日本は違うと考えて中国に対しており、その考えを前提にして多くの日本人が移り住んで敗戦に至ったのである。

ここで、日本人のかつての租界観を知るべく、戦前における代表的な租界研究と目される植田捷雄の『支那に於ける租界の研究』の序文を見るならば、以下のような文にめぐり合うことになる。「支那における租界百年の歴史はそのまゝ欧米列強の対支侵略史を反映せるものといふことが出来る。これを換言すれば、欧米勢力の消長は即ち租界の盛衰である。かゝる意味において、今次の日支事変により支那における欧米勢力が全面的退讓を余儀なくせしめられんとするに至りたることは正に租界の運命にとって未曾有の大事といはなければならぬ。また、一面において租界問題の解決は日支事変の処理、引いては東亜新秩序建設に不可欠の条件なりとせられる以上、新秩序建設の中枢たる我国がその衝に当るべきはいふまでもなく、それだけ我国において租界の基本的研究が今日程要望せられる秋はない。然るに、租界の内容は啻に各国の權益相錯綜するのみならず、欧米列強が過去一世紀に亙る長日月を以て漸次築き上げたるものであり、幾多の条約、取極、慣習の堆積であり、支那の対外問題の中、最も複雑なるものといふも敢へて過言ではない」

私たちの租界に関する共同研究は、戦前における租界研究の問題関心のありかを知り、かつ、実際に存在した日本租界の状況を多面的に明らかにすることに努めながら、戦後70年近くを経た時点での租界研究とはどのようなものかを形にしていかねばと考えている。